

有限会社大瀬戸ビル 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3 年 10 月 1 日～ 令和 8 年 9 月 30 日  
までの 5 年間

2. 内容

目標 1：社員のワーク・ライフ・バランスを確保するため、年次有給休暇の取得日数を1人当たりの平均年間10日以上とする。

＜対策＞

- 令和3年10月～ 有給休暇取得状況の調査開始
- 令和3年11月～ 目標の周知、共有
- 令和4年 1月～ 職場の環境整備、意識改革、改善のためのミーティングの実施

目標 2：社員の健康促進のため、所定外労働の削減を目指し、ノー残業デーを設定、実施する。

＜対策＞

- 令和3年10月～ 所定外労働の現状把握
- 令和3年11月～ 目標の周知、共有
- 令和4年 1月～ 職場の環境整備、意識改革、改善のためのミーティングの実施